

別表 (設計検査の申請日が令和5年3月31日以前の場合)

[共通事項] 手数料の単位は円とし、消費税額(地方消費税額を含む。)を含めた価格とする。

(表1)設計検査

住宅の種別等		申請単位	フラット35等のみ ※1-1	併願申請 ※1-2
			手数料	手数料
新築	一戸建て等	1戸	11,000	6,600
		50戸未満	52,800	31,900
	共同建て	50戸以上	105,600	63,800
賃貸		50戸未満	52,800	31,900
		50戸以上	105,600	63,800

※1-1 フラット35等には財形住宅融資及び積立者向け融資も含まれる。

※1-2 併願申請とは、次に掲げる申請手続きのうち、いずれかを同時にする場合をいう。

- (1) 当センターが定める確認検査業務規程(以下「確認検査業務規程」という。)に規定する確認審査
- (2) 当センターが定める住宅性能評価業務規程(以下「住宅性能評価業務規程」という。)に規定する設計住宅性能評価

(表2)中間現場検査

住宅の種別等		申請単位	フラット35等のみ ※2-1	併願申請 ※2-2
			手数料	手数料
新築	一戸建て等	1戸	19,800	12,100

※2-1 フラット35等には財形住宅融資及び積立者向け融資も含まれる。

※2-2 併願申請とは、次に掲げる申請手続きのうち、いずれかを同時にする場合をいう。

- (1) 住宅性能評価業務規程に規定する建設住宅性能評価
- (2) 当センターにおいて、住宅瑕疵担保履行法第19条第1号に基づく住宅瑕疵担保責任保険に申込みした住宅
- (3) 当センターにおいて、住宅瑕疵担保履行法第19条第2号に基づく住宅瑕疵担保責任任意保険に申込みした住宅

(表3)竣工現場検査・適合証明

住宅の種別・申請方法			フラット35等のみ ※3-1	併願申請 ※3-2
			手数料	手数料
新築	一戸建て等	一般	19,800	12,100
		竣工済特例 ※3-3	30,800 ~	61,600

※3-1 フラット35等には財形住宅融資及び積立者向け融資も含まれる。

※3-2 併願申請とは、次に掲げる申請手続きのうち、いずれかを同時にする場合をいう。

- (1) 確認検査業務規程に規定する完了検査
- (2) 住宅性能評価業務規程に規定する建設住宅性能評価

※3-3 中間現場検査の時期を過ぎている一戸建て等の適合証明業務の特例を受ける申請

住宅の種別・申請方法			手数料
新築	共同建て	一般申請 ※3-4	22,000+2,200×戸数
		登録マンション ※3-5	22,000+1,100×戸数
賃貸		一般申請 ※3-4	22,000+2,200×戸数
		登録マンション ※3-5	22,000+1,100×戸数

※3-4 必要な住戸のみの適合証明を受ける申請

※3-5 フラット35登録マンションであり、団地単位で適合証明を受ける申請

(表6)フラット35S申請加算額

1 一戸建て等

検査種別	省エネルギー性		耐震性		バリアフリー性		耐久性・可変性	
	F35のみ	登録住宅 ※6-1	F35のみ	登録住宅 ※6-1	F35のみ	登録住宅 ※6-1	F35のみ	登録住宅 ※6-1
	手数料	手数料	手数料	手数料	手数料	手数料	手数料	手数料
設計検査	5,500	-	16,500	-	5,500	-	5,500	-
中間検査	5,500	-	11,000	-	-	-	5,500	-
竣工現場検査	-	-	-	-	5,500	5,500	-	-

※6-1 登録住宅とは、機構承認住宅(設計登録タイプ)をいう。

※6-2 複数の性能を選択する場合の加算額は、選択した性能の区分に掲げる額の合計額とする。

2 共同建て

延べ面積(m ²)		耐震性		バリアフリー性、省エネルギー性、耐久性・可変性			
		設計検査	竣工検査	設計検査		竣工検査	
				基本料金	戸数割増料金	基本料金	戸数割増料金
手数料	手数料	手数料	手数料	手数料	手数料		
一般申請 ※6-3	～ 500m ² 以下	39,600	47,300	18,700	2,200×戸数	42,900	3,300×戸数
	500m ² 超 ～ 1,000m ² 以下	51,700	56,100	22,000		49,500	
	1,000m ² 超 ～ 2,000m ² 以下	75,900	66,000	31,900		57,200	
	2,000m ² 超 ～ 3,000m ² 以下	100,100	77,000	42,900		66,000	
	3,000m ² 超 ～ 5,000m ² 以下	149,600	92,400	61,600		75,900	
	5,000m ² 超 ～ 7,000m ² 以下	198,000	110,000	81,400		85,800	
	7,000m ² 超 ～ 10,000m ² 以下	246,400	125,400	100,100		95,700	
	10,000m ² 超 ～	343,200	156,200	139,700		115,500	
登録マンション ※6-4	～ 500m ² 以下	39,600	47,300	18,700	1,100×戸数	42,900	1,100×戸数
	500m ² 超 ～ 1,000m ² 以下	51,700	56,100	22,000		49,500	
	1,000m ² 超 ～ 2,000m ² 以下	75,900	66,000	31,900		57,200	
	2,000m ² 超 ～ 3,000m ² 以下	100,100	77,000	42,900		66,000	
	3,000m ² 超 ～ 5,000m ² 以下	149,600	92,400	61,600		75,900	
	5,000m ² 超 ～ 7,000m ² 以下	198,000	110,000	81,400		85,800	
	7,000m ² 超 ～ 10,000m ² 以下	246,400	125,400	100,100		95,700	
	10,000m ² 超 ～	343,200	156,200	139,700		115,500	

※6-3 一般申請とは、必要な住戸のみの適合証明を受ける申請をいう。

※6-4 登録マンションとは、フラット35登録マンションであり、団地単位で適合証明を受ける申請をいう。

※6-5 機構承認住宅(設計登録タイプ)によりフラット35Sの基準に適合する設計検査の加算額については、上表の金額を加算しない。

※6-6 一般申請で同一建築物の2回目以降の竣工検査の加算額については、上表の戸数割増料金のみとする。

※6-7 複数の性能を選択する場合の加算額は、選択した性能の区分に掲げる額の合計額とする。